

I P 通信網サービス契約約款 別冊シェアード I P－P B X 【現改比較表】 2025年 8 月 1 日現在

～2025年 8 月31日

2025年 9 月 1 日～

目次（略）

第 1 条～第73条（略）

（第 6 種シェアード I P－P B Xサービスの種類等）

第73条の 2 第 6 種シェアード I P－P B Xサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
カテゴリー 1	（略）
カテゴリー 2	（略）
カテゴリー 3	シェアードゲートウェイ装置又は当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの （注）当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備は、Arcstar Contact Centerサービス契約約款若しくは Arcstar UCaaS利用規約に定める電気通信設備又は第 6 種シェアード I P－P B Xサービス（カテゴリー 3 タイプ 5、タイプ 6、タイプ 7 又はタイプ 8 に係るものに限りします。）に係る電気通信設備とします。
カテゴリー 4	（略）
（略）	（略）
備考（略）	

目次（略）

第 1 条～第73条（略）

（第 6 種シェアード I P－P B Xサービスの種類等）

第73条の 2 第 6 種シェアード I P－P B Xサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
カテゴリー 1	（略）
カテゴリー 2	（略）
カテゴリー 3	シェアードゲートウェイ装置又は当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの （注）当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備は、Arcstar Contact Centerサービス契約約款に定める電気通信設備又は第 6 種シェアード I P－P B Xサービス（カテゴリー 3 タイプ 5、タイプ 6、タイプ 7 又はタイプ 8 に係るものに限りします。）に係る電気通信設備とします。
カテゴリー 4	（略）
（略）	（略）
備考（略）	

2 (1)～(2) (略)		2 (1)～(2) (略)	
(3) カテゴリー 3に係るもの		(3) カテゴリー 3に係るもの	
区 別	内 容	区 別	内 容
タイプ 1	(略)	タイプ 1	(略)
タイプ 2	(略)	タイプ 2	(略)
<u>タイプ 3</u>	<u>当社が別に定めるサービスを利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの</u> <u>(注) 当社が別に定めるサービスは、Arcstar UCaaS 利用規約に定める</u> <u>サービスをいいます。</u>		
タイプ 4	(略)	タイプ 4	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1 タイプ 1、タイプ 2、 <u>タイプ 3</u> 、タイプ 4 及びタイプ 7 においては、1 の I P セントレックス番号及び 1 の通信チャネルを利用できます。 2 タイプ 5、タイプ 6 及びタイプ 8 においては、1 の I P セントレックス番号及び 1 の I D を利用できます。		備考 1 タイプ 1、タイプ 2、タイプ 4 及びタイプ 7 においては、1 の I P セントレックス番号及び 1 の通信チャネルを利用できます。 2 タイプ 5、タイプ 6 及びタイプ 8 においては、1 の I P セントレックス番号及び 1 の I D を利用できます。	
3 (略)		3 (略)	

(第6種シェアードIP-PBX契約の単位) 第73条の3 当社は共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、第6種シェアードIP-PBX契約の単位を次のとおり定めます。 (1) (略) (2) (略) (3) カテゴリー3(タイプ2、タイプ3及びタイプ7に限ります。)の場合 当社は、1のArcstar Contact Center サービス契約（Arcstar Contact Center サービス契約約款に定める契約をいいます。以下同じとします。）1のUniversal One 契約(Universal One サービス契約約款に定める契約をいいます。) 又は1の当社が別に定める契約につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。この場合において、カテゴリー3のタイプ7については、1のUniversal One 代表契約につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。 (注) 当社が別に定める契約は、Arcstar UCaaS 利用規約に定める契約とします。 (4) (略) 2 (略)	(第6種シェアードIP-PBX契約の単位) 第73条の3 当社は共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、第6種シェアードIP-PBX契約の単位を次のとおり定めます。 (1) (略) (2) (略) (3) カテゴリー3(タイプ2及びタイプ7に限ります。)の場合 当社は、1のArcstar Contact Center サービス契約（Arcstar Contact Center サービス契約約款に定める契約をいいます。以下同じとします。） 又は1のUniversal One 契約(Universal One サービス契約約款に定める契約をいいます。)につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。この場合において、カテゴリー3のタイプ7については、1のUniversal One 代表契約につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。 (4) (略) 2 (略)
第73条の4 (略)	第73条の4 (略)

(第6種シェアード I P－P B X 契約申込みの承諾) 第73条の5 当社は、共通編第10条（I P 通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。 2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアード I P－P B X 契約の申込みを承諾しないことがあります。 (1) I P 通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One 利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、I P－V P N 利用回線に係る契約者若しくはV P N グループ代表者、スマートP B X 契約者（別冊(スマートP B X サービス)に定める契約者をいいます。）、Arcstar Contact Center サービス契約者（Arcstar Contact Center 契約約款に定める契約者をいいます。）、Flexible InterConnect 接続タイプに係る代表契約者、Webex Calling 契約者（Webex Calling サービス利用規約に定める契約者をいいます。） <u>又は当社が別に定める契約者</u>の同意がないとき。 <u>(注) 当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約者とします。</u> (2)～(7) (略)	(第6種シェアード I P－P B X 契約申込みの承諾) 第73条の5 当社は、共通編第10条（I P 通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。 2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアード I P－P B X 契約の申込みを承諾しないことがあります。 (1) I P 通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One 利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、I P－V P N 利用回線に係る契約者若しくはV P N グループ代表者、スマートP B X 契約者（別冊(スマートP B X サービス)に定める契約者をいいます。）、Arcstar Contact Center サービス契約者（Arcstar Contact Center 契約約款に定める契約者をいいます。）、Flexible InterConnect 接続タイプに係る代表契約者<u>又は</u> Webex Calling 契約者（Webex Calling サービス利用規約に定める契約者をいいます。）の同意がないとき。 (2)～(7) (略)
第73条の5の2～第73条の9 (略)	第73条の5の2～第73条の9 (略)

(第6種シェアードIP-PBX利用回線の契約の解除等に伴う第6種シェアードIP-PBX契約の扱い) 第73条の10 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から第6種シェアードIP-PBX利用回線に係る契約若しくは代表契約、スマートPBX契約、Arcstar Contact Centerサービス契約、<u>Webex Calling契約</u><u>若しくは当社が別に定める契約</u>について、契約の解除があった旨又は所属VPNグループの廃止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第6種シェアードIP-PBX契約を解除します。 <u>(注) 当社が別に定める契約は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約とします。</u> 2 (略) 3 (略)	(第6種シェアードIP-PBX利用回線の契約の解除等に伴う第6種シェアードIP-PBX契約の扱い) 第73条の10 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から第6種シェアードIP-PBX利用回線に係る契約若しくは代表契約、スマートPBX契約、Arcstar Contact Centerサービス契約<u>若しくは</u>Webex Calling契約について、契約の解除があった旨又は所属VPNグループの廃止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第6種シェアードIP-PBX契約を解除します。 2 (略) 3 (略)
第73条の10の2 (略) (第6種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡) 第73条の11 当社は、共通編第13条(IP通信網約款に基づく権利の譲渡)第2項の規定により第6種シェアードIP-PBX利用権(第6種シェアードIP-PBX契約者が第6種シェアードIP-PBX契約に基づいて第6種シェアードIP-PBXサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほかIP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者、Arcstar Contact Centerサービス契約者、Flexible InterConnect接続タイプに係る代表契約者、<u>Webex Calling契約者</u><u>又は当社が別に定める契約者</u>の同意がないときを除いて、これを承認します。 <u>(注) 当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約者とします。</u>	第73条の10の2 (略) (第6種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡) 第73条の11 当社は、共通編第13条(IP通信網約款に基づく権利の譲渡)第2項の規定により第6種シェアードIP-PBX利用権(第6種シェアードIP-PBX契約者が第6種シェアードIP-PBX契約に基づいて第6種シェアードIP-PBXサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほかIP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者、Arcstar Contact Centerサービス契約者、Flexible InterConnect接続タイプに係る代表契約者<u>又は</u>Webex Calling契約者の同意がないときを除いて、これを承認します。

第73条の11の1～第88条（略）	第73条の11の1～第88条（略）
別記（略）	別記（略）
料金表	料金表
通則（略）	通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～4（略）

5 第6種シェアードI P－P B X契約に係るもの

5－1 適用（略）

5－2 料金額

5－2－1 利用料

ア～イ（略）

ウ カテゴリー3

区 分		単 位	料 金 額
タイプ1		1の契約ごとに月額	580円（638円）
タイプ2		1の契約ごとに月額	580円（638円）
<u>タイプ3</u>		<u>1の契約ごとに月額</u>	<u>580円（638円）</u>
タイプ4	プラン1	1の契約ごとに月額	200円（220円）
	プラン2	1の契約ごとに月額	500円（550円）
タイプ5		1の契約ごとに月額	300円（330円）
タイプ6		1の契約ごとに月額	400円（440円）
タイプ7		1の契約ごとに月額	580円（638円）
タイプ8		1の契約ごとに月額	300円（330円）

エ～ク（略）

5－2－1－1、5－2－2～5－2－4（略）

第2 手続きに関する料金（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～4（略）

5 第6種シェアードI P－P B X契約に係るもの

5－1 適用（略）

5－2 料金額

5－2－1 利用料

ア～イ（略）

ウ カテゴリー3

区 分		単 位	料 金 額
タイプ1		1の契約ごとに月額	580円（638円）
タイプ2		1の契約ごとに月額	580円（638円）

タイプ4	プラン1	1の契約ごとに月額	200円（220円）
	プラン2	1の契約ごとに月額	500円（550円）
タイプ5		1の契約ごとに月額	300円（330円）
タイプ6		1の契約ごとに月額	400円（440円）
タイプ7		1の契約ごとに月額	580円（638円）
タイプ8		1の契約ごとに月額	300円（330円）

エ～ク（略）

5－2－1－1、5－2－2～5－2－4（略）

第2 手続きに関する料金（略）

第2表、第3表（略）	第2表、第3表（略）																												
料金表 別表1（略）	料金表 別表1（略）																												
料金表 別表2 <table> <tr> <th>区分</th><th>提供条件</th></tr> <tr> <td>1（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td rowspan="3">2 代表機能 （略）</td><td>（1） 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ1、タイプ3、タイプ4、タイプ5、タイプ6及びタイプ8に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</td></tr> <tr> <td>（2）（略）</td></tr> <tr> <td>（3）（略）</td></tr> <tr> <td rowspan="3">3 代表番号通知機能 （略）</td><td>（1） 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ1、タイプ3、タイプ4、タイプ5、タイプ6及びタイプ8に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</td></tr> <tr> <td>（2）（略）</td></tr> <tr> <td>（3）（略）</td></tr> <tr> <td>4～18（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	区分	提供条件	1（略）	（略）	2 代表機能 （略）	（1） 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ1、 タイプ3 、タイプ4、タイプ5、タイプ6及びタイプ8に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。	（2）（略）	（3）（略）	3 代表番号通知機能 （略）	（1） 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ1、 タイプ3 、タイプ4、タイプ5、タイプ6及びタイプ8に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。	（2）（略）	（3）（略）	4～18（略）	（略）	料金表 別表2 <table> <tr> <th>区分</th><th>提供条件</th></tr> <tr> <td>1（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td rowspan="3">2 代表機能 （略）</td><td>（1） 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ1、タイプ4、タイプ5、タイプ6及びタイプ8に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</td></tr> <tr> <td>（2）（略）</td></tr> <tr> <td>（3）（略）</td></tr> <tr> <td rowspan="3">3 代表番号通知機能 （略）</td><td>（1） 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ1、タイプ4、タイプ5、タイプ6及びタイプ8に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</td></tr> <tr> <td>（2）（略）</td></tr> <tr> <td>（3）（略）</td></tr> <tr> <td>4～18（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	区分	提供条件	1（略）	（略）	2 代表機能 （略）	（1） 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ1、タイプ4、タイプ5、タイプ6及びタイプ8に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。	（2）（略）	（3）（略）	3 代表番号通知機能 （略）	（1） 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ1、タイプ4、タイプ5、タイプ6及びタイプ8に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。	（2）（略）	（3）（略）	4～18（略）	（略）
区分	提供条件																												
1（略）	（略）																												
2 代表機能 （略）	（1） 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ1、 タイプ3 、タイプ4、タイプ5、タイプ6及びタイプ8に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。																												
	（2）（略）																												
	（3）（略）																												
3 代表番号通知機能 （略）	（1） 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ1、 タイプ3 、タイプ4、タイプ5、タイプ6及びタイプ8に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。																												
	（2）（略）																												
	（3）（略）																												
4～18（略）	（略）																												
区分	提供条件																												
1（略）	（略）																												
2 代表機能 （略）	（1） 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ1、タイプ4、タイプ5、タイプ6及びタイプ8に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。																												
	（2）（略）																												
	（3）（略）																												
3 代表番号通知機能 （略）	（1） 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ1、タイプ4、タイプ5、タイプ6及びタイプ8に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。																												
	（2）（略）																												
	（3）（略）																												
4～18（略）	（略）																												

	<u>附 則（令和 7 年 7 月 23 日 C A S 1 サ第000400008265-01号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正規定は、令和 7 年 9 月 1 日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>
--	---